

相談支援事業所 EN（指定障害児相談支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 和ぎ合同会社が設置する相談支援事業所 EN（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定障害児相談支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な支援・サービス等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- 2 指定障害児相談支援の事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 3 指定障害児相談支援に当たっては、障害児等の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。
- 4 前3項のほか、法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指導を行う。

（2）相談支援専門員 1名（常勤・兼務 1名）

相談支援専門員は、障害児等の日常生活全般に関する相談に応じ、必要な報の提供及び助言を行う基本相談支援及び障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害児福祉サービス等の利用が行われ

るようにする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 EN
- (2) 所在地 北海道岩見沢市美園4条7丁目1番19号

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害児相談支援
- (2) 地域の障害児福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 訪問によるアセスメント
- (4) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成及び評価
- (5) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- (6) 訪問による継続的なモニタリング
- (7) 前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、指定障害児相談支援対象保護者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、指定障害児相談支援対象保護者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障害児相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを指定障害児相談支援対象保護者等から受けることができる。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を指定障害児相談支援対象保護者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から10km未満300円

(2) 事業所から10km上5km増すごとに150円加算する

ただし、端数については切り捨てとする

- 4 事業所は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った指定障害児相談支援対象保護者等に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第2項及び第3項の費用の額に係る指定特定相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、指定障害児相談支援対象保護者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、指定障害児相談支援対象保護者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定特定相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している指定障害児相談支援対象保護者等が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者等及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 実施地域は、岩見沢市、三笠市、美瑛市、栗山町、近隣市町村とする。

- 2 実施区域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(指定障害児相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定障害児支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害児
- (2) 知的障害児
- (3) 精神障害者で18歳未満の者
- (4) その他発達に課題があり、市町村が必要と認めた児童

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を管理者とする。
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- (4) すべての従業員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員に周知。

（苦情解決）

- 第12条 事業所は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する障害児等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を相談担当主査と定め、必要な次の措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業所は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 事業所は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
 - 7 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 事業所は、障害児に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生し

た場合は、都道府県及び市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児支援事業所等に対して、障害児等に関する情報を提供する際は、保護者等の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は和ぎ合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。